

**平成 26 年度 ニホンザル保護及び管理に関する検討会（第 2 回）**  
**議事概要**

日時：平成 27 年 2 月 9 日（月）13:30～16:00

場所：（一財）自然環境研究センター 7 階会議室

■出席者

検討委員

江成 広斗	山形大学農学部食料生命環境学科	准教授
大井 徹	独立行政法人森林総合研究所	野生動物研究領域長
鈴木 克哉	兵庫県立大学自然・環境科学研究所	講師
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部	教授
渡邊 邦夫	京都大学	名誉教授

事務局

堀内 洋	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	鳥獣保護管理企画官
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	共生事業係長
川瀬 翼	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	主査
常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター	
滝口 正明	〃	
中村 大輔	〃	

■議事

- （1）特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改訂素案について
- （2）平成 26 年度保護および管理に関するレポートの内容について
- （3）その他

■配付資料

出席者名簿

- 資料 1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改訂素案
- 資料 2 平成 26 年度保護および管理に関するレポート内容案

■議事概要

## (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改訂素案

### ・全体の構成について

(委員) 全体の構成は特に問題ない。保護・管理の単位をどうするかという部分をもう少し丁寧に書くべきではという印象。

(委員) 全体として、個体群管理・群れ管理・被害対策・生息地管理・個体数管理それぞれが何を指すのかわかりにくい印象があるため、目的や手段の使い方を整理して明記的に記載すると理解しやすいだろう。

(委員) 人材と体制の部分で、各都道府県で特定計画を進めるための中心になる集団を作り、日常的にその集団を中心にして動くことが大事だという書き方が必要なのでは。

→ (委員) 人材育成について13ページに記載があるが、都道府県の担当者を読み手と想定すると、もう少し印象に残るような書き方をする工夫は必要。

(委員) どこかに県としての役割を整理した項目があるとよい。32ページに表があるが、県の役割は市町村が現場で実施している被害対策がどのように関係して実施されているかという情報を集約することである。

(委員) 伝えたいことは先頭に出して強調するような文章の書き方をしたほうがいい。否定的な内容から始まるとその後を読んでももらえないではという懸念がある。

(委員) 捕獲をどう位置づけ、被害を軽減するかを意識した構成にしたほうが読まれやすいのでは。

### ・「はじめに」について

#### 3. 特定計画が策定されていない要因

(委員) ニホンザルの特定計画を作る意義は、捕獲数を増やすだけでは被害は減らせないという認識を共有して体制を構築し、効果的な対策を実施していくために特定計画を作り参照しながら実行していくことが有効である、ということを書いた方がいいのでは。

(委員) 捕獲だけでなく、適正に被害管理と個体数管理を組み合わせることで被害が低減できるという実績や認識がこれまでなかったことが、特定計画が策定されていない要因だと示すことにつなげればいいのでは。

(委員) 実情をしっかりと書いて、誤解の原因がどういうポイントなのかをもう少し丁寧に書かないと読んでももらえないのでは。

#### 4. 計画的な管理の必要性

(委員)「ニホンジカやイノシシなどの管理とは異なり」という部分について、サルは群れを特定して相互管理する一方、シカやイノシシは不特定個体を対象にした個体数管理や生息数管理であるという説明が足りない。

(委員)ここでは加害レベルの指標項目まで書かず、群れによって加害の程度が違うというわかりやすい説明と詳細については後述することを書いたほうがいいのでは。

#### 5. 計画に実効性を持たせるために

(委員)フローチャートを理解してもらうために、効果検証がないことがなぜいけないのかが明確にわかるような書き方のほうがいい。

### ・I. 基本事項について

#### 1. ニホンザルの現状

(委員)図I-1-5について、2012年の有害捕獲数が過去最高なのは何か理由があるのか。捕獲は個体数調整がメインだと思うが。

→(事務局)分析はしていない。有害捕獲を個体数調整に置き換えていく形が望ましい。

#### 3. ニホンザルの保護・管理の基本的な考え方

##### (2)ニホンザルの特性と計画的な管理の必要性

(委員)3)群れ管理の必要性について、個体群管理・被害対策・生息環境管理とあるが、被害管理という言葉を使うほうが科学的な感じがするのでは。また、個体群管理という言葉は、個体数調整や管理の問題だけでなく、総合的な対策をして、その個体群の管理をしていくという意味で使った方がいいのでは。

(委員)4)順応的管理について、順応的管理とPDCAサイクルが必ずしもイコールではないという説明がない。県の担当者がわかりやすいように、順応的管理とは、あらゆる状況に対して次の手段を事前に想定しておくことであり、試行錯誤ではないということを書いておく必要があるのでは。「非定常性」という言葉についても、もう少し実態を示した上で、計画やモニタリングが必要であると書くべきでは。

##### (3)保護・管理の単位

(委員)管理ユニットについて、加害に対するオプションの話が主になっているが、対策のオプションはどうするのか述べられていない。イメージだけ与えてどうするのかということを書かなければ意味がなく、具体的に書くことがあればオプションと併せて書くべき。

(委員)ガイドラインを作成する背景として、将来的には保護も考えているこ

- と、今できていない保護・管理の単位をどんなステップを追ってどう作り上げていくかという道筋をつけておく必要があるのでは。本検討会の一環として保護管理ユニットを検討するための場を設けるといいのではないか。
- (委員) 管理ユニットが本当に管理のためのユニットになるのか、管理ユニットを作ることによって行政的にどのように便利になるのか、ということに徹して書くとよい。
- (委員) 保護の単位と作業上役に立つ単位としての2つの管理ユニットが混在しているが、ここでは行政の具体的な作業上の管理ユニットとして書くほうがいい。
- (委員) 研究への支援の必要性を、保護への配慮の必要性を強調するために書くといい。
- (委員) 管理ユニットだけでなく本来保護も考えなければならない。ただ、保護については科学的知見が十分でない。管理ユニットは残すという考え方が基準は作れないので各地域で判断してほしい。こういったことをわかりやすく整理してはどうか。
- (委員) 資料編の事例を対応するように整理して、どういう考えで管理ユニットを設定してどのように管理を運用していくかという具体的な事例があればわかりやすい。管理ユニットを定めて、群れの生息状況や分布を把握することで、色々な運用のパターンができるという書き方をしたほうがいいのでは。
- (委員) 管理ユニットを作ることによって地域全体の被害軽減に結びつく、また、管理ユニットを策定し協議会が立ち上がることによって地域全体の被害軽減に貢献することができるということを書くといいのでは。
- (委員) 被害対策上のメリットが必要なのか疑問。ニホンザルの群れ管理は生物学的によくわからないので便宜上分布の連続性を一つの管理の単位として認識し、その上で管理ユニットは原則として残すということだろう。

#### (7) 体制と人材の必要性

- (委員) 図 I-3-5 について、文字数が多く見てもらえないのではないかと思います。都道府県と市町村の対策の整合性をとるという部分が重要だとわかるように強調する等、メリハリをつけるといいだろう。

## ・II. 計画立案編について

### 1. 計画立案の準備

- (委員) 図 II-1-1 について、主な主体がどこかということを示した方がいい。また、把握状況のイメージは、だんだんはっきりしてくるというイメージができるような図であるといい。

(委員) 教育や人材育成、あるいは人員配置や予算が裏付けに必要なので、実施主体が市町村ということは書かないほうがいいのでは。

## 2. 計画作成の実際

### (1) 計画策定の目的及び背景

(委員) 計画策定の必要性を感じさせるために、特定計画は捕獲をしやすくするために作るのではなく科学的で計画的な管理をすることで被害が減るのだということをわかりやすい言葉で書いたほうがいいのでは。

### (7) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

(委員) 図Ⅱ-2-2について、「群れ管理のための加害レベル判定」と「加害レベル低減に向けた対策」の関係性がわかりやすくなるといい。また、加害レベルを下げるための対策としてどう考えたらいいかということを整理して書き、その中で捕獲オプションを同列に扱えばいいのでは。

(委員) 加害レベルが捕獲のオプションと連動するだけでなく、どこでも被害が出るのが予想される場合があるため、予防的な意味で捕獲することも触れておいた方がいいのでは。

### (8) 捕獲に関する事項

(委員) 部分捕獲の考え方について、「分裂させないように個体数を減少させる手法」という部分はいらないのでは。群れの個体数の減少や捕獲も群れ内の社会関係に影響して分裂に至ることがある。被害を直接軽減するためにということを書き加えてもいいだろう。

### (11) その他保護・管理に必要な事項

(委員) 表Ⅱ-2-1について、捕獲個体の分析の実施主体が市町村となっているが、科学データを集めて解説する責任者は都道府県であり、今の段階で明確にしなくていいのでは。

→ (委員) 都道府県の役割は、統一したフォーマットを作ってデータを書いてもらったものを集約するという部分である。

## (2) 平成26年度保護および管理に関するレポートの内容について

(委員) 人材育成の事例として、ニホンザルに特化した事例はあまり多くない。ただ、広域協議会や県や市町村で主体的に人材育成に取り組んでいる事例は既にある。それを専門に受託する事業者も各地で出始めている。県が自立的、自発的に人材育成に取り組むようになってきている。

(委員) 体制整備と人材育成はやり方が異なる。また、行政職員に対する人材育成研修と一般の地域の方に向けての人材育成のプログラムは異なる。そういったことを分けて事例を色々挙げるといいのでは。

(委員) 宇都宮大学の鳥獣管理士の事例は、首都圏の中であるため人材は比較的豊富である。ただし、これが普遍化するわけではなく、こういう条件であればこういうやり方もあるという事例の一つであることを紹介しておいたほうがいい。

(委員) ターゲットとそのターゲットに対して何を伝えなければならないかを明確にして、各地の事例を整理していかなければならない。